

液化石油ガス設備士免状交付者の方へ

液化石油ガス設備士免状交付者は、法令で設備士再講習の受講が義務付けられています。…………… 液石法 第38条の9

◎初回受講は、免状交付を受けた日の属する年度の、
翌年度の開始の日から3年以内

21年度対象者 平成18年4月1日から平成19年3月31日の間に免状交付された方

◎二回目以降は、再講習を受講した日の属する年度の、
翌年度の開始の日から5年以内

21年度対象者 平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に再講習を受講された方
又は、平成16年3月31日以前に再講習を受講してから再講習を受講されていない方

※設備士再講習を期限内に受講しなかった場合、免状の返納を命ぜられることがありますので、必ず受講するようお願いいたします。

※年度とは、4月1日から翌年の3月31日までのことをいいます。

業務主任者に選任されている方へ

第二種販売主任者免状を交付されている方で、業務主任者に選任されている方は、一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年ごと)に講習を受講することが法令で義務付けられています。対象の方は必ず受講するようお願いいたします。

保安係員に選任されている方へ

高圧ガス製造保安責任者免状を交付されている方で、保安係員に選任されている方は、一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年ごと)に講習を受講することが法令で義務付けられています。対象の方は必ず受講するようお願いいたします。

なお、県エルピーガス協会では、液石関係の保安係員講習を開催しております。ご注意ください。